いじめ問題への対応マニュアル

熊本県立第一高等学校

１　いじめ問題の発見、連絡、通報等

・本人や保護者からの訴え　　・他者からの報告・連絡・通報　　・教師の発見・気づき
・いじめについてのアンケート年３回（各学期）実施

２　初期対応

（１）報告・情報の共有（相談を受けた者→担任・学年主任→情報集約担当(生徒指導主事)→管理職
（２）情報の正確な収集（①いじめられた側の話を聞く、②関係（傍観）者などから情報を集める）

３　いじめ問題対策委員会

校長・副校長・教頭・主任事務長・主幹教諭・生徒指導主事（情報集約担当）・人権教育主任・
教育相談部長・養護教諭・教務主任・各学年主任・運動部顧問代表・文化部顧問代表
外部関係協力者（スクールカウンセラー）

・情報、事実の正確な把握をし、事態の共有を図る
・対応についての検討（必要に応じて生徒指導部での対応）

以降、いじめと認定した場合

場合によっては、専門機関および医療機関等の活用

４　臨時職員会議

・職員に報告し、情報を共有したうえで、共通理解をはかる。
・職員全体で、対応策に沿って生徒対応することを確認する。

校長・副校長・教頭

・必要であれば、外部の協力を依頼する。
・場合によっては、臨時学年保護者会を開き、報告し、協力を依頼する。

５　生徒（被害者）

・主張を第一に尊重し、すべてを受け止める。

５　生徒（加害者）

・どのような場面でもいじめが許されないことを理解させる。

５　生徒（傍観者）

・見ていることは加害者と同じであることを理解させ、注意や止める言動を促す。

・必要に応じて保護者へ連絡する。

６　保護者への連絡

・事実を正確に伝達し、事後においても連絡をする。

７　県教育委員会への報告

８　指導の継続